

平成26年9月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第29号	伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>任命権者が市長に対して報告すべき事項に、職員の休業に関する状況を加えるもの</p>	職員課
第30号	伊勢崎市職員の配偶者同行休業に関する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方公務員法の一部改正により配偶者同行のための休業制度を導入することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と生活を共にするための休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認められるときは、任命権者は無給での休業を承認することができ、休業の期間については3年を超えない範囲内とするもの</p>	職員課
第31号	伊勢崎市集会所条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>伊勢崎市今井町集会所の移転に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>群馬県の一級河川蕪川社会資本総合整備工事により今井町集会所を移転するもの</p>	生涯学習課
第32号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関	<p><b>【理由】</b></p> <p>子ども・子育て支援法の制定に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p>	保育課

<p>する基準を定める条例</p>	<p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の趣旨、定義及び一般原則を定めるもの</p> <p>2 特定教育・保育施設における利用定員を定めるもの</p> <p>3 小学校等との連携や児童の取扱い、利用者負担額の受領等、特定教育・保育施設における必要事項を定めるもの</p> <p>4 特別利用保育・特別利用教育の基準等、特例施設型給付費に関する基準を定めるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業における利用定員の基準を定めるもの</p> <p>6 特定教育・保育施設等の連携や児童の取扱い、利用者負担額の受領等、特定地域型保育事業における必要事項を定めるもの</p> <p>7 特例地域型保育給付費に関する基準を定めるもの</p> <p>8 経過措置</p> <p>(1) 市以外の者が設置する保育所については、子ども・子育て支援法に基づき、当分の間、施設型給付ではなく市からの委託費として保育に要する費用を支払うことに伴い、利用者負担額に係る部分について読替えを行うもの</p> <p>(2) 「提供拒否の禁止やあっせん、要請に対する協力」に対し、保育を行うことの「委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならな</p>	
-------------------	--	--

		<p>い」と定めるもの</p> <p>(3) 1号認定の子どもに対して特定教育・保育、特別利用保育又は特別利用教育を提供する場合において、当分の間、利用者負担額等の受領について、子ども・子育て支援法附則第9条の経過措置に基づき読替えを行うもの</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者が1号認定の子どもに対して、特別利用地域型保育を行った場合の保護者負担額について、当分の間、子ども・子育て支援法附則第9条の経過措置に基づく読替えを行うもの</p> <p>(5) 小規模保育事業C型において、この条例の施行の日から5年を経過するまで、6人以上10人以下である定員を、6人以上15人以下とするもの</p> <p>(6) 特定地域型保育事業に関して、この条例の施行の日から5年を経過するまで、連携施設の確保が著しく困難で、市が認める場合においては、連携施設を確保しないことができるとするもの</p>	
第33号	伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p>	保育課

		<ol style="list-style-type: none"><li>1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する趣旨及び最低基準を定めるもの</li><li>2 保育所等との連携、非常災害時の対応等、家庭的保育事業者等の一般原則を定めるもの</li><li>3 家庭的保育事業の設備及び職員の基準について定めるもの</li><li>4 小規模保育事業の設備及び職員の基準について定めるもの</li><li>5 居宅訪問型保育事業の設備及び職員の基準について定めるもの</li><li>6 事業所内保育事業の利用定員、設備及び職員の基準について定めるもの</li><li>7 経過措置<ol style="list-style-type: none"><li>(1) この条例の施行日前日において存在する保育所が条例の施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合には、5年の間、調理設備、調理員に関する基準について適用しないことができるもの</li><li>(2) 家庭的保育事業者等が、連携施設の確保が著しく困難、かつ、適切な支援を行えると市が判断した場合には、5年の間、連携施設を確保しなくてもよいとするもの</li><li>(3) 小規模保育施設B型及び小規模型事業所内保育事業所において、5年の間、市長が認めた研修を修了した家庭的保育者と家庭的保育補助者について保育従事者とみなすことができるもの</li></ol></li></ol>	
--	--	---	--

		(4) 小規模保育事業C型において、5年の間、利用定員を本来の6人以上10人以下ではなく、6人以上15人以下とすることができるもの	
第34号	伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 放課後児童健全育成事業の最低基準と一般原則等を定めるもの</p> <p>2 非常災害対策、職員の一般的要件を定めるもの</p> <p>3 設備の基準、職員、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止及び防止を定めるもの</p> <p>4 衛生関係等、運営規程、放課後児童健全育成事業者が備える帳簿を定めるもの</p> <p>5 秘密保持等、苦情への対応、開所時間及び日数、保護者・関係機関との連絡・連携、事故発生時の対応を定めるもの</p> <p>6 経過措置</p> <p>(1) 専用区画面積について児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上を現状満たしていないクラブについて5年間の経過措置を定めるもの</p> <p>(2) 放課後児童支援員になるための必須</p>	児童家庭課

		<p>事項である都道府県知事が行う研修を受講していない職員について、5年間の経過措置を定めるもの</p> <p>(3) 1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とし、支援の単位ごとに2人以上の職員を配置することについて、5年間の経過措置を定めるもの</p>	
第35号	伊勢崎市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正及び伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い改正の必要を認め、併せて放課後児童クラブの一時入所等に関し条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 対象学年について、小学校第3学年までであったものを小学校第6学年までに拡大するもの</p> <p>2 放課後児童指導員を放課後児童支援員に改めるもの</p> <p>3 一時入所の対象者及び利用者負担金を定めるもの</p> <p>4 保育料を利用者負担金に改めるもの</p>	児童家庭課
第36号	伊勢崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する	<p><b>【理由】</b></p> <p>配偶者同行のための休業制度の導入に伴い、改正の必要を認めたもの</p>	水道局総務課

	る条例の一部を 改正する条例	<p><b>【概要】</b></p> <p>本制度により休業している期間については、企業職員の給与を支給しないこととするもの</p>	
第37号	伊勢崎市火災予防条例の一部を 改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>消防法施行令の一部改正により対象火気器具等の取扱いに関する基準を改めること及び屋外における催しの防火管理体制の構築を図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 対象火気器具等を多数の者の集合する催しに際して使用する場合に、消火器の準備を義務付けるもの</p> <p>2 多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出を義務付けるほか、消防長が指定した大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるとともに、当該計画を提出しなかった者に対する罰則を設けるもの</p>	予防課